

未来^{あす}を築くビジョン(第4次真鶴町総合計画)

後期基本計画 概要版

平成32年度を見据えた長期計画『未来^{あす}を築くビジョン』は、今回、中間の基本計画の実績評価の実施と見直しという重要な時期を迎えました。この見直しにあたり、引き続き前期5年の成果に基づき継続実施する事項と見直し改善実施するもの等、再検討を行いました。この概要版は、後期基本計画の骨子をまとめたものです。

I 基本的な考え方

- 1 総合的な計画：10年間の長期計画『未来^{あす}を築くビジョン』は、真鶴町のまちづくりを進めるにあたって基本となる総合的な計画です。
- 2 みんなが活用する計画：町民一人一人が、いつでもこれらの課題や解決の方向性を確認、共有できるよう、みんなが活用する計画です。
- 3 計画の期間：基本構想の計画期間は、10か年としています。今回の策定は前期計画の実績評価の実施と見直しを行い、この計画の後半部分を改定するものです。
- 4 構成：基本計画は、1) 重点方針と、2) 分野別方針を定めます。
- 5 管理方法：戦略的事務事業と経常的事務事業に仕分けし、戦略的事務事業は総合計画の実施計画で、経常的事務事業は行政改革大綱の実施計画で進捗管理を行います。

II 基本構想

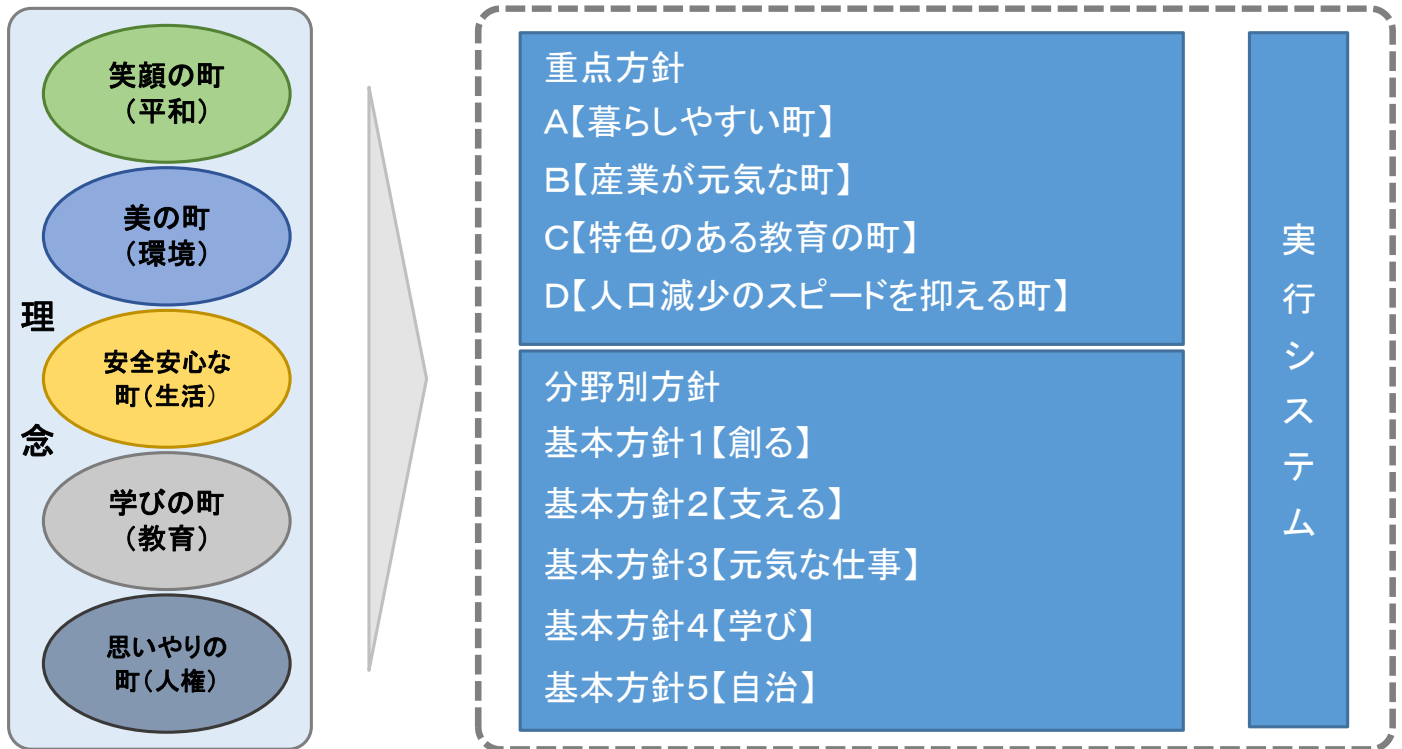
1	まちづくりの目標	信頼で築く未来、美しく輝く町へ “ほほ笑みで支え合い、分かち合う”地域社会を実現する 真鶴町の豊かで美しい風景を守りながら、少子高齢社会にあっても、町民一人一人が“ほほ笑みで支え合い、分かち合い”ながら“暮らしの質”を高めていくことを目標とします。
2	目指す町民の生活像	家々の“さわれる花”が、隣近所に広がり、そして自然に包まれた真鶴町の大地が“ほほ笑む花”でおおわれるようにします。そこには、笑顔の町民もあふれてくることでしょう。一つ一つの家族が集まった大きな家族のように、みんなの“支え合い、分かち合い”により、子どもたちからお年寄りや障がい者まで生き生きと暮らせる町を目指します。
3	計画期間	平成23年度から平成32年度(10か年)を計画期間とします。
4	想定人口	7,200人を将来人口と想定します。(平成32年度末) ※基本構想策定時には8,000人を将来人口と想定しましたが、社会情勢及び真鶴町人口ビジョンにおける推計人口から平成32年(2020年)度末の将来人口を7,200人と想定します。
5つの理念	笑顔の町(平和)	“平和”のために、私たちは“美しい町で平和に暮らすこと”を次世代に継承します。
	美の町(環境)	美しい町を一層引き立てるため、低炭素社会づくりに向けて、私たちは豊かな自然環境を守り、また環境負荷の少ない暮らしに努めます。
	安全安心な町(生活)	石の仕事、海の仕事、畑の仕事、もてなしの仕事などこれまでの“仕事”を大切にし、また環境を生かした新しい“仕事”づくりや町民の暮らしを支える“仕事”づくりにチャレンジし、町民が豊かな環境の中で安心して暮らすことができるようになります。
	学びの町(教育)	郷土を愛する心、支え合い、分かち合う心を育てます。
	思いやりの町(人権)	高齢者や障がい者だけでなく誰もが安全安心に暮らし、社会参加できるように、“思いやり”“助け合い”を大切にする社会をつくります。

※まちづくりを進めるにあたっての基本原則を“まちづくりの5つの理念”として定めます。この理念を、みんなの共通の理念として共有しながら今後のまちづくりを進めます。

III 基本計画

基本計画は、重点方針、分野別方針により構成します。基本構想を実現するために町が特に力を入れていく方針を重点方針と定め、分野別方針は分野ごとに方針を定めます。

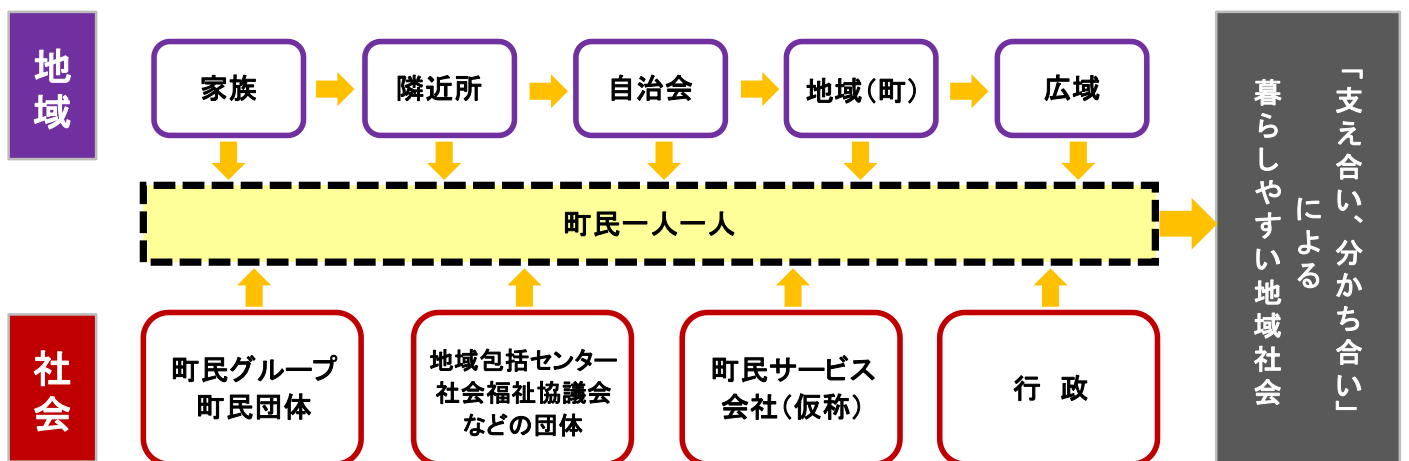
○ 基本フレーム



重点方針A【暮らしやすい町】－町民に優しい町の整備－

【施策】

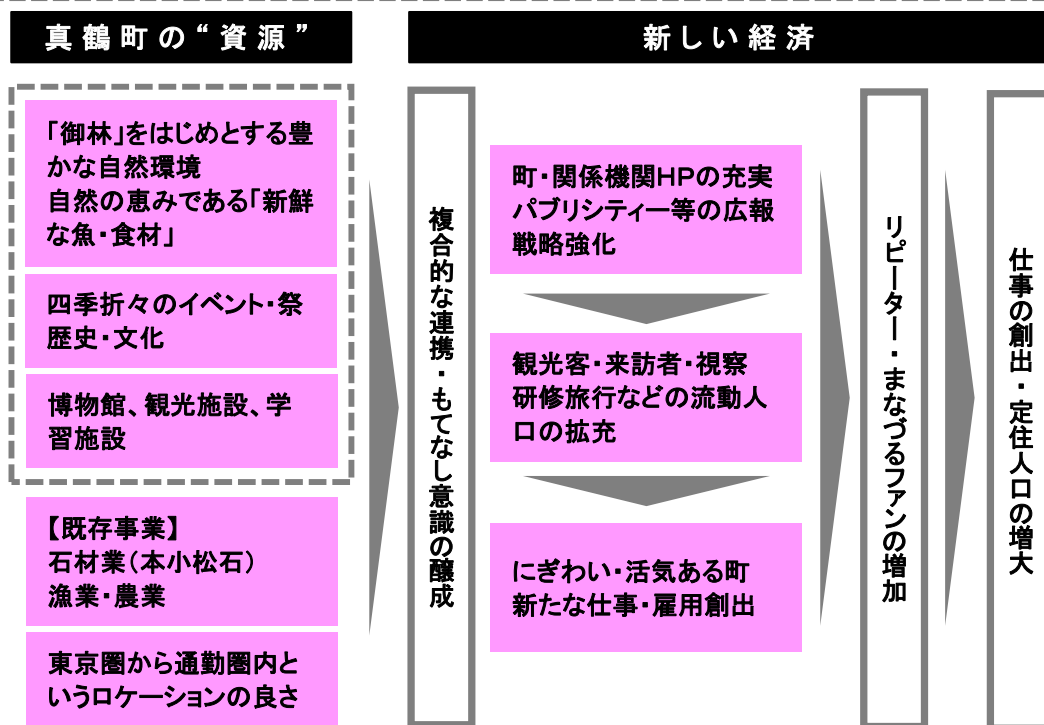
町民自らが地域の抱える課題について考え、創意工夫によって問題解決が図られるよう、支え合い分かち合う活動を支援し、協働のまちづくりを推進します。



重点方針B【産業が元気な町】—新しい地域経済の創出—

【施策】

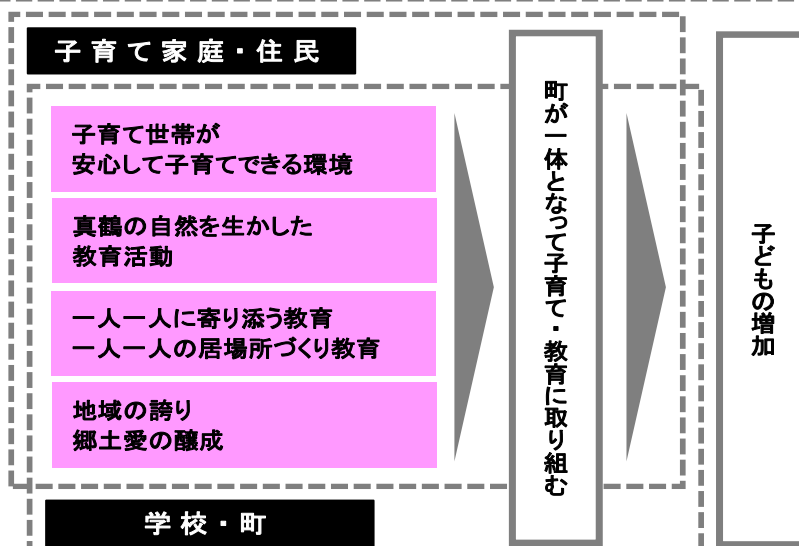
真鶴町の“資源”を再発見・認識するとともに、複数の産業を複合的に連携することにより“まなづるブランド”を強力に発信し、他地域との差別化を促進します。また、観光客に対する町民や町の「おもてなしの意識」がそれぞれの観光資源を底支えし、初めて訪問者は「来てよかった、また、もう一度来よう！」という感激を持つものです。真鶴町全体による意識改革「おもてなし意識の醸成」が必要です。また、新たな仕事・雇用の創出は子育て世代増加のための必須条件とも考えられることから、重層的な施策が効果的です。



重点方針C【特色のある教育の町】—自然に抱かれた寄り添う教育の推進—

【施策】

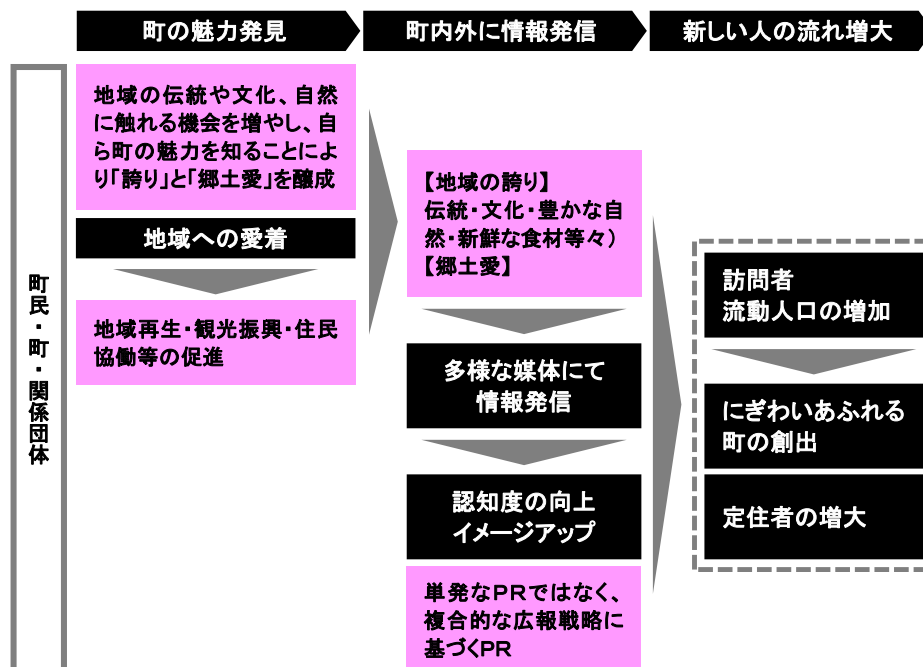
移住や転居、企業誘致の条件として、「教育」は常に高いプライオリティを持っています。また、単に学力を上げるだけの教育だけではなく、学校の特色ある取り組み、例えば「自立心を身に付ける」「自分の頭で考える」「自然の中でのびのびと学習する」「ITが学べる」「アートがいっぱい」等、現在、全国でも特色ある教育に注目が集まっています。ここ真鶴でも、海や御林、漁業やみかんづくりなど、恵まれた自然環境を生かした特色ある教育により、学力だけでなく、子どもたち一人一人の創造性や自立心、思いやる心を大切にする教育を実現・実践します。



重点方針D【人口減少のスピードを抑える町】—新しい人の流れをつくる—

【施策】

町の歴史・文化・生活・豊かな自然を積極的に外の世界に発信することが、この町を存続させるために重要な施策だと考えます。特に、活力あふれる若者たちに期待するところは大きく、若者が真鶴町における観光や仕事という接点からピーターとなり、交流人口から定住人口へと繋がっていくことが、生き生きとして活力のあるまちづくりには不可欠です。若者の新たなニーズを開拓することで、新しい人の流れをつくります。



基本方針1【創る】美しく豊かな風景を守り育てるまちづくりを進める。

【主題】

恵まれた自然、美しい風景を守り継承するために、自然と風景を守るための取り組みを行います。また“美の基準”に基づいて公共事業を進めるとともに、土地利用を誘導し、市街地整備を推進します。また、町の玄関口である「真鶴駅前」の整備は、観光整備という意味合いだけでなく、町民の生活基盤整備にもつながることから重要な事項と考えます。さらに安全で安心して住み続けられるように、生活基盤施設等の整備を推進するとともに、東日本大震災の教訓を生かし、自然災害への備えも怠りなく整備する必要があります。防犯対策についても引き続き実施していきます。

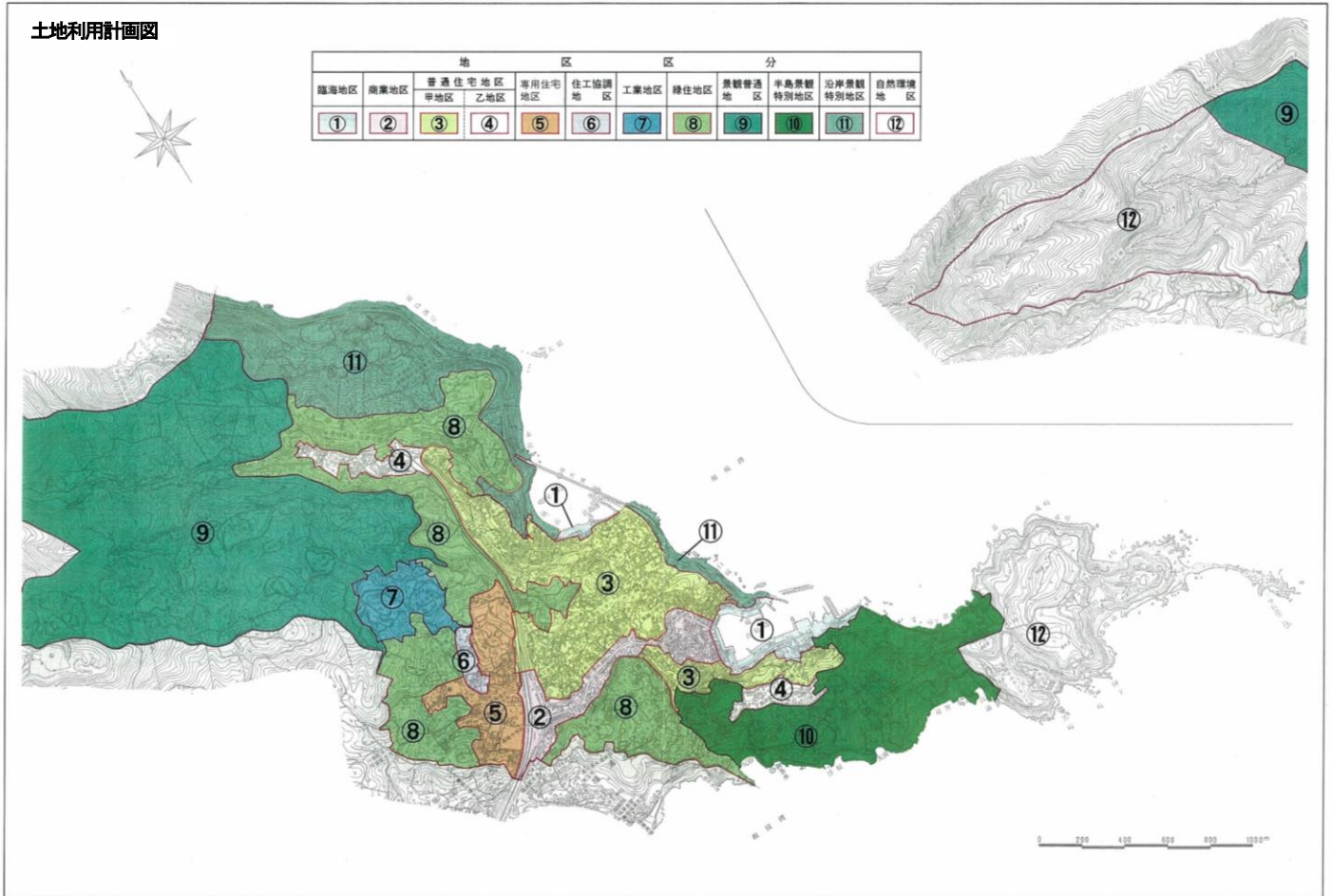
【主な課題】

- ① 恵まれた自然を継承し、さらに、町全体が「ほほ笑み」であふれるようにすること
- ② 人口減少に伴って増えてきている「空地空家」の活用
- ③ 真鶴駅前周辺整備
- ④ 真鶴港の整備、魅力の意識づけ
- ⑤ 生活道路の修復
- ⑥ お年寄りなどの暮らしを守る交通手段の確保
- ⑦ 町民生活を支える上水の安定供給と生活排水処理
- ⑧ 地震、津波などの自然災害への対応
- ⑨ 町民の安全安心を高めるための防犯や交通対策

実施方針

- 1) 自然と風景を守っていきます。
- 2) 美の基準、土地利用規制規準により、町を整備していきます。
- 3) 生活道路などの生活基盤の整備、防災、防犯対策を進めます。

土地利用計画図



地区区分	土地利用の方針
臨海地区	真鶴町の観光と産業を発展させるための核として、臨海地区としての特徴を活かした土地利用と再開発を誘導する。
商業地区	真鶴半島及び真鶴港の玄関として又導入路としての魅力とにぎわいのある商業地区として整備・誘導する。
普通住宅地区 甲地区	既存の住宅地として用途の混在を認めながら環境の保全と修復を進める。
普通住宅地区 乙地区	既存の住宅地として用途の混在を認めながら環境の保全と修復を進める。
専用住宅地区	新しい良好な住宅地として居住環境の保全を図る。
住工協調地区	住宅と工業が混在した地区で今後、住宅と工業が協調して混在出来るよう整備・誘導を図る。
工業地区	採石場及び石材産業振興に寄与する工業地区として育成する。
緑住地区	自然環境及び景観と調和した良好で低層の住宅地として漸次整備・誘導を図る。
景観普通地区	優れた自然環境と景観を保全するための開発は抑制する。ただし、町の観光、工業及び農業の発展に寄与し、自然環境と景観、特に海の眺望と斜面緑地の保全を図るものについては許容する。
半島景観特別地区	真鶴半島の優れた自然環境と景観の保全を図るため開発は抑制する。ただし、半島の自然環境と景観を活かし、眺望と緑地と調和したものについては許容する。
沿岸景観特別地区	海岸に沿った沿岸地域の優れた斜面緑地と景観の保全を図る。
自然環境地区	真鶴町の貴重な自然環境を将来に継承できるよう保全を図る。

基本方針2【支える】みんなで支え合い、分かち合うまちづくりを進める。

【主題】

少子高齢社会にあつて、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。高齢者等や子どもたちを支える町民の取り組みもまた“支え合う仕事”として育成します。家々の“さわれる花”が、近所や町全体に広がるように、行政、町民、町民等による様々なグループ・団体が、それぞれ協力して高齢者、障がい者、子どもたちを“支え合い、分かち合う”まちづくりを進めます。

子育てを支援する支援策(補助金を含む)や保育環境の充実、子育て関係インフラの整備も欠かせない施策です。

【主な課題】

- ①町立診療所の充実
- ②健康づくりや病気予防対策
- ③増加するお年寄りの安心な暮らし継続への支援
- ④障がい者の安心な暮らし継続への支援
- ⑤子どもを安心して育てられるように、子育てや子育てへの支援
- ⑥誰もが安心して社会参加できるような環境整備

実施方針

- 1)町民の健康な暮らしを支えます。
- 2)高齢者や障がい者の生活を支えます。
- 3)子育て世代を支えます。
- 4)地域の支え合い、分かち合いを進めます。

基本方針3【元気な仕事】活力ある仕事づくりを進める。

【主題】

町の産業を真鶴町の自然、風景を生かし相互に連携した取り組みとして発展させます。また、伝統的な“お祭”や四季折々の“イベント”により町の活性化を進めます。

2019年に開催されるラグビーワールドカップ、2020年に開催される東京オリンピック、パラリンピックに向けて、外国人観光客の増大が期待されていますが、これらの訪問客を積極的に受け入れられる観光施策を近隣観光地と連携し、展開していきます。

【主な課題】

- ①新たな“仕事”づくり
- ②町の活気づくり
- ③“町にある仕事”の再生、継承
- ④高齢者の働く場所の創出
- ⑤若者の働く場所の創出
- ⑥自然、風景を活用した観光地づくり

実施方針

- 1)“まなづるブランド”を創造します。
- 2)産業連携や様々な“出来事(イベント)”により、町ににぎわいをつくります。
- 3)産業を活性化していきます。

基本方針4【学び】一人一人を大切にした教育により、学び続け共に生きる人づくり、そして、心豊かな生活と文化のあふれるまちづくりを進める。

【主 題】

教育は人づくり、そして、人づくりはまちづくりにつながります。学校教育・社会教育を通して、子どもや町民が主人公の教育、一人一人を大切にした教育を展開します。そして、生涯にわたって学ぶことに意欲をもち、自分と異なる価値観を互いに認め、互いの絆を深め、支え合い分かち合う人づくりを推進し、笑顔で心豊かな生活と文化があふれるまちづくりを目指します。

そのために、私たちの宝である将来を担う子どもたちを育てる学校教育と真鶴町に住む人の生活を豊かにする社会教育の充実を推進します。特に真鶴町の良さを生かした教育(ふるさと教育)を全ての分野で推進し、故郷への誇りと故郷を愛する心を育みます。また、学校教育・社会教育・ふるさと教育の充実に向けて、真鶴町に住む人々が力を合わせ連携して進める教育の仕組みや安全安心な教育環境の整備・充実に取り組みます。

【主な課題】

- ①幼(保)小・中が連携した教育の推進
- ②学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力を生かした教育の推進
- ③子どもの育ちを見通した子育て支援・義務教育・自立支援の連携の推進
- ④真鶴町の良さを生かした教育(ふるさと教育)の推進
- ⑤地域の文化の育成と保護
- ⑥地域のスポーツの振興
- ⑦教育施設の活用と改善

実施方針

- 1)町の担い手に特色ある教育をしていきます。
- 2)生涯学習を推進します。
- 3)郷土教育を推進します。
- 4)教育体制と教育環境の整備をします。

基本方針5【自治】“協働により自立した町”を目指して、地域社会づくり、地域自治、広域連携を進める。

【主 題】

真鶴町は、家族、自治会という小さな単位からのまちづくりによって自治が支えられ、普段は静かな町でもにぎわいを生む“祭”もまた独自の自治によって支えられてきました。自立した町を目指して町民と協力して効率的な行政運営を推進するとともに、身近な生活単位を基本として、様々な町民団体やグループも参加した”支え合い、分かち合い”によりまちづくりを進めます。そのため、自治会や町民、“ふるさと町民”等による様々な分野の取り組みや事業が育ち展開されるようにします。また、四季折々のイベント、“祭”により自治意識が守られ育つようにします。これらの取り組みを通して、自立した町としての個性を確立します。人口減少や財政緊縮の中、隣接する自治体や県西地域が一体となって、広域行政により実現可能な行政サービスから実行に移し、住民サービスの向上を図ります。

【主な課題】

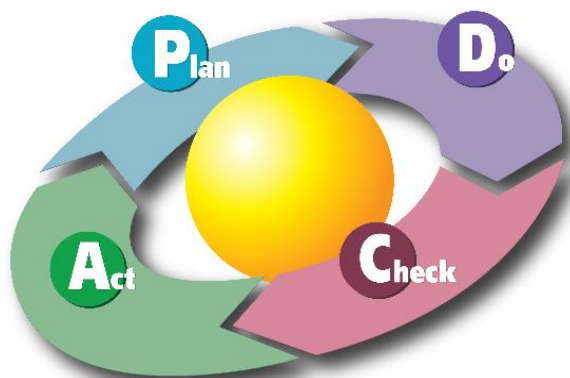
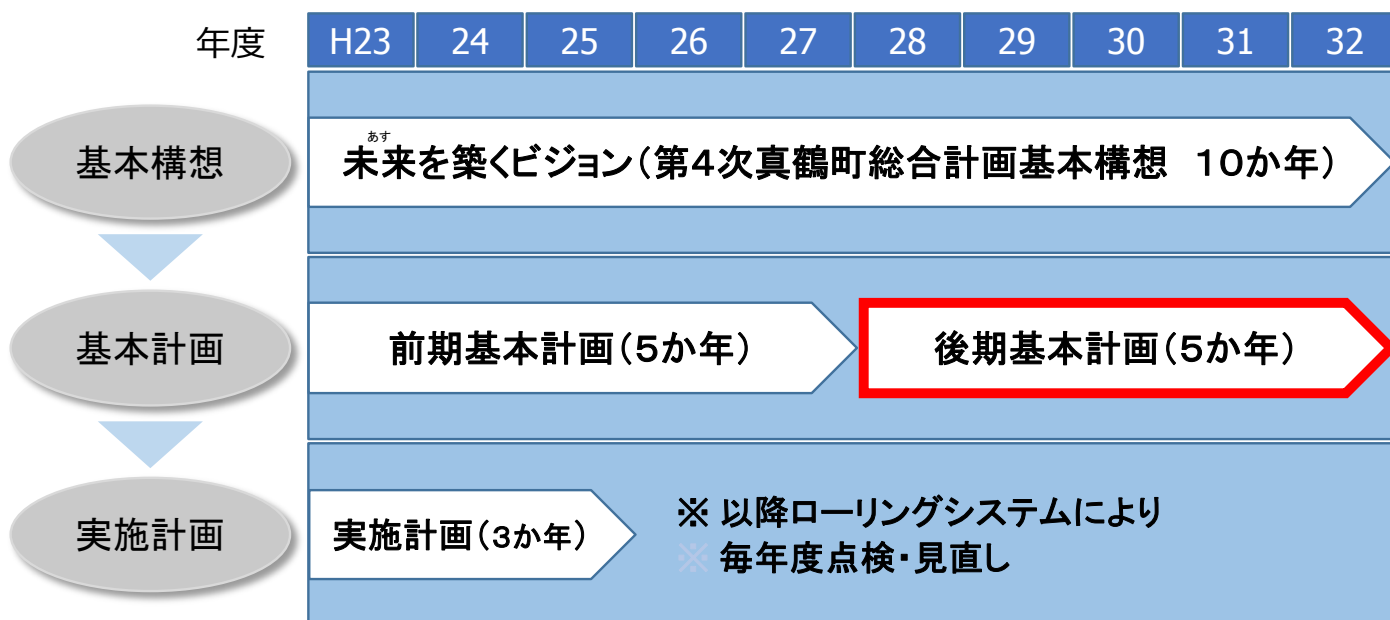
- ①地域を支える自治会の強化
- ②世帯の小規模化による家族の支えの強化
- ③広域連携など他自治体との連携
- ④広域による水道事業
- ⑤県西地域の活性化

実施方針

- 1)家庭、自治会と連携して安心な地域づくりを進めます。
- 2)行政改革を推進します。
- 3)町が主体となって他の自治体との連携や広域行政を推進します。

実行管理システム

- 基本構想は、10 年間の長期的な政策です。基本構想は、時代の状況、地域の状況などの大きな変化に対応できるように、10 か年中においても見直しができることとします。
- 基本計画は、5 年間の中期的な方針です。町の施策が基本構想に従って実現されるように、折り返し時点、(5 年目) で基本計画の実績評価を行い、見直しをします。本計画はこの「後期基本計画」となります。
- 基本計画に基づいて 3 年間のローリングシステムによる実施計画を策定し、P D C A サイクル等による適切な進行管理を行います。
- 本計画の策定・運用については、「真鶴町人口ビジョン・総合戦略」に基づいた施策および行政改革大綱による行政改革を連携させて一体的に取り組みます。このため、具体的な実施事業・計画については、「真鶴町総合戦略 具体的施策と重要業績評価指標(K P I)」を共通に使用するものとします。
- 第 5 次総合計画については、第 4 次総合計画の振り返りも含め平成 32 年度に策定に入るものとします。



PDCAサイクル

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する。最後の act では check の結果から、最初の plan の内容を継続(定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

未^{あす}来を築くビジョン(第4次真鶴町総合計画)
後期基本計画 概要版

発行日 平成 28 年 3 月
 発行 真鶴町企画調整課
 〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1
 TEL 0465-68-1131(代表)
 FAX 0465-68-5119